昭和52年2月16日
第737号

広報 うえだ

発行 上田市
編集 秘書課
電話 上田㉒4100
印刷 田辺印刷

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

ぼくたちの
鬼より
カッコイイな

鬼なんか こわくないぞ

2月3日の節分の日、大屋商工会青年部の皆さんが赤鬼、青鬼や七福神に仮装し、商店街を福豆をくばりながら、ねりあるいた途中、神川第一保育園を突然訪問しました。

赤鬼、青鬼をこわがる子、おもしろがってとびつく子、七福神から福豆をもらいよろこぶ子など、短い時間でしたが、子供たちは大よろこびでした。

わあー
やっぱり
こわいや

あ!!七福神だ、おもしろいね

主な内容

国道18号線許容交通量の二倍、バイパス建設にご協力を……2ページ
火災は人災防ぐはあなた
春季全国火災予防運動2月28日～3月13日……3ページ
固定資産課税台帳の縦覧3月1日(火)～22日(火)……3ページ
農地問題なんでもどうぞ、毎月1日農地相談……3ページ
福祉・教育・商工・建設など重点に50年度決算……4・5ページ
市営住宅の入居者募集……6ページ
特集国保だより……7～10ページ

市長相談日

「市民と市長の日」を3月1日(火)午前9時から午後4時まで市役所3階市長室で行います。

お気軽におでかけください。

村田久美子さん 岡 六九
中山茂尚さん 馬場町 七一
天神四(南天神町) 柳沢与子治さん
金子順平さん 上塩尻 七六 中央西一(下紺屋町) 七五
竹田喜市さん 御所 八一 山崎とくさん
村田大介さん 長島 六六 山口 七五

北村元弘さん 倉升 七六
緑が丘一(新屋) 五三 下之郷 七八
水下美和さん 諏訪形 ○ 東五加 ○
小林ふじのさん 上沢 八八 新町 五五
小林シズエさん 東筑地 五三 大湯 四三

春原貞雄さん 保科弥さん
山崎けさとさん 院内 七六 横関正中さん 院内 六六
小林かしくさん 長島 七四 松沢太一さん
丸山喜一さん 川谷一江さん
中央二(海野町) 六五 中沢悦治さん

と して 保存 しま しょう

国道18号線 許容交通量の二倍

飽和状態の国道18号線（国分付近）

市の大動脈とも言うべき、国道一八号線は、三十年ごろに市内の全区間が通行可能になり、砂利道であった路面も舗装され、歩道の設置、横断歩道橋の架設など整備が行われてきました。

この国道一八号線の許容交通量は、一日（午前七時から午後七時）当り最高、神川地籍で一万五百台常磐城地籍で九千四百台の自動車がスムースに通行できる規模で建設されました。

ところが現在では、自動車が著しく増加し、交通量が神川地籍で二万一千台、常磐城地籍で一万九千二百台と許容交通量の二倍に達する自動車で、国道は飽和状態、交通事故の多発地区にもなっています。

このような状態を解消し、市の発展を図るため、国道一八号バイパス実現を目指し、四十七年から関係地区の皆さんにご協力をお願いしています。

現在、第一期工事区間（上塩尻から浅間山ろく広域農道）の皆さんに測量の承諾をお願いしておりすでに、上塩尻、秋和、新田地区は測量が済み設計も終了しましたが、蛇沢、緑が丘北の二地区は、地区内通過の現在の計画線では反対と、測量承諾が得られない状況です。

しかし、両地区とも国道バイパスの必要性については、理解をいただいていますので、市は、関係地区の皆さんが要望している代替地の確保に最善の努力をはらい、すでにかなりの面積の代替地を確保しています。

事業主体である国でも、用地買収補償は適正な価格で行い、騒音などの公害問題についても十分な配慮をし、関係地区の皆さんに納得していただけるよう努力する方針ですので、関係地区皆さんのご理解とご協力をお願いします。

〈お問合せ〉
建設部都市計画課国道バイパス係（☎㉒四一〇〇内線三五四）

測量承諾状況（第一期工区）

地区別の承諾状況

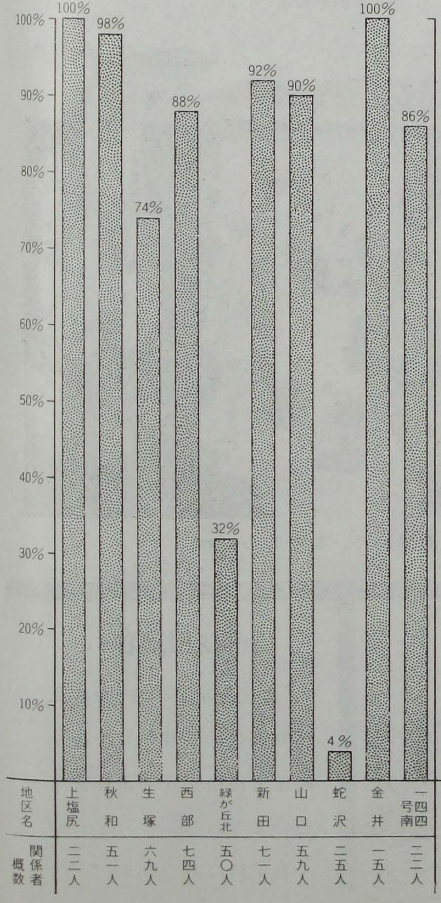

年度別承諾の推移

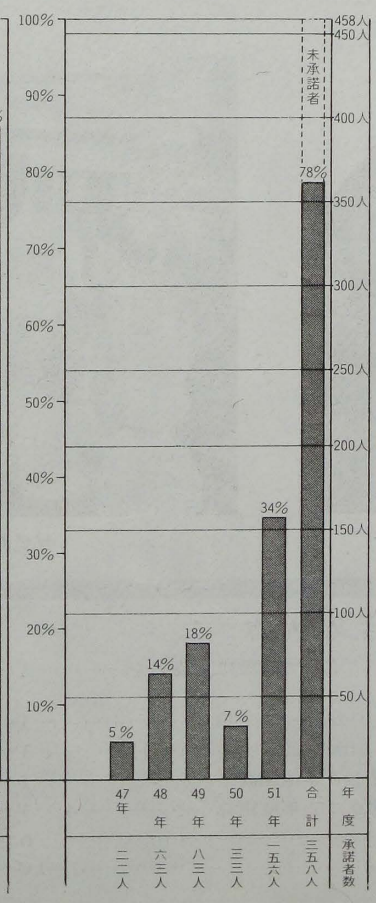

火災は人災 防ぐはあなた

の第一位はたき火の不始末、ついでガスレンヂの消しわすれ、マッチの不始末、石油ストーブの取り扱い不注意となっており、この四つの原因により一千七百七十六万

みなさんの土地建物の税金は

固定資産課税台帳の縦覧3月1日(火)～22日(火)

52年度固定資産税（土地、建物など）の基礎となる評価額が決まりましたので、課税台帳を納税者の皆さんに見ていただくことになりました。この機会にぜひごらんください。

縦覧する台帳＝土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳

縦覧の期間と時間＝3月1日(火)から3月22日(火)まで毎日午前8時30分から午後5時までただし土曜日は正午まで、日曜、祝祭日は休みます。

縦覧の場所＝市役所1階総務部資産税課

決定した評価額＝52年度は、据置年度にあたるため土地については地目の変換、家屋については、改築や損壊などがない場合は、昨年決定した価格が据置かれています。したがって地目の変換があった土地、新築や増築のあった家屋は評価替や新しい価格が決定されていますので、該当される皆さんは評価額をごらんください。

審査の申し出＝地目の変換や家屋の新築・増築のため評価替や新しく価格の決定があったもので、固定資産課税台帳にのったことがらに不服のある人は、3月1日から4月1日までの間に、文書で固定資産評価審査委員会に「審査の申し出」をすることができます。この審査の申し出は、4月1日までに限られ、その後は認められません

税負担の調整＝51年度から、土地の固定資産税は、地方税法の規定により一定の負担調整措置が行われています。（詳細は広報うえだ第719号）

お問合せ＝総務部資産税課（☎㉒4100内線 236 有線②0681）

農地問題なんでもどうぞ

毎月1日農地相談

〈農業委員会事務局〉

近年、地価の高騰や農地転用の増加により、農地に関係したいろいろの問題がふえ、その内容も複雑で深刻さを増しています。

農業委員会では、これらの問題で悩んでおられる皆さんのために毎月1日に「農地相談」を開きますので、お気軽に市役所二階農業委員会事務局へおでかけください。

お問合せ＝農業委員会事務局（☎㉒4100内線 337 有線②0761）

家族で火災予防について話し合いましょう

火災は人災 防ぐはあなた

春季全国火災予防運動

〈2月28日～3月13日〉

「春季全国火災予防運動」は、昨年まで県北部の降雪など長野県特有の気象条件により、四月十日から二十三日に行ってきましたが今年からは、全国統一運動期間の二月二十八日(月)から三月十三日(日)にあわせて実施します。

この時期は、空気が乾燥し、季節特有の突風が吹くなど火災が発生しやすい条件が重なります。

また、寒さもやわらぎはじめ、暖房器具など火の元に対する注意もおざなりになりがちです。

火は、わたしたちが生活するうえでなくてはならないものですがちょっとした不注意により命まで失う危険性を持っています。

五十一年度、上田市の出火原因の第一位はたき火の不始末、ついでガスレンヂの消しわすれ、マッチの不始末、石油ストーブの取り扱い不注意となっており、この四つの原因により一千七百七十六万八千円もの財産が灰になっています。

これらの火災は、十分注意して取り扱えば、全部未然に防ぐことができたはずです。

この運動を機会に、火気を使用する場所や器具の使用前と使用後就寝前や外出時に必ず点検することを身につけるとともに、家庭でガスコンロなど器具の正しい使用方法、子供の火遊びの危険性、いざ火災のときの避難方法など火災予防について家族で話し合っておきましょう。

こどもに火遊びはぜったいさせない

当り最高、神川地籍で一万五百台常磐城地籍で九千四百台の自動車がスムースに通行できる規模で建設されました。

発展を図るため、国道一八号バイパス実現を目指し、四十七年から関係地区の皆さんにご協力をお願いしています。

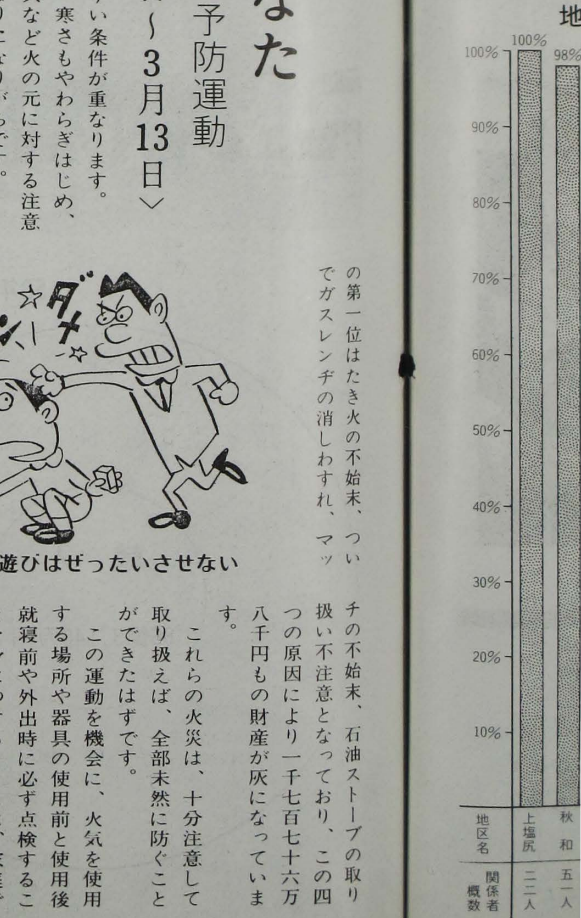

福祉・教育・商工 建設などを重点に

歳出86億円

50年度 決算

昭和五十年度一般会計、特別会計の決算が十二月定例市議会で認定されましたので、この内容を公表します。

一般会計決算

一般会計は、歳入総額八十六億三千百四十万三千九百六円、歳出総額八十四億四千九百四十二万九千六百九十九円となり、差し引き一億八千百九十七万四千二百七円の黒字決算で終了しました。これを前年度と比較してみると、歳入総額で一一四・五%、歳出総額で一一五%の伸長率です。

歳入の主なものは、市税が歳入総額の三九・二%を占め、ついで地方交付税、国庫支出金などとなっています。

歳出では、福祉事業の民生費が全体の二五・五%を占め、ついで総務費、教育費などとなっています。

特別会計決算

特別会計は、各会計とも計画どおりの事業を行い、国民健康保険事業など八会計で七千百六十五万七百七円の黒字決算で終了しました。(注)グラフは万円以下切り捨て)

一般会計の主な使いみち

老人医療費　2億5,098万円
身体障害精神薄弱者援護
1億2,516万円
同和対策環境整備事業3,082万円
下之条保育園新増築事業(用地含)
8,163万円
乳幼児医療費　1,607万円
扶助費　2億8,811万円

小学校校舎改築事業
(豊殿、塩尻、神川) 2億6,948万円
中学校増改修事業
1億9,815万円
テニスコート新設事業
1,002万円

50年度特別会計決算の状況 (単位万円)

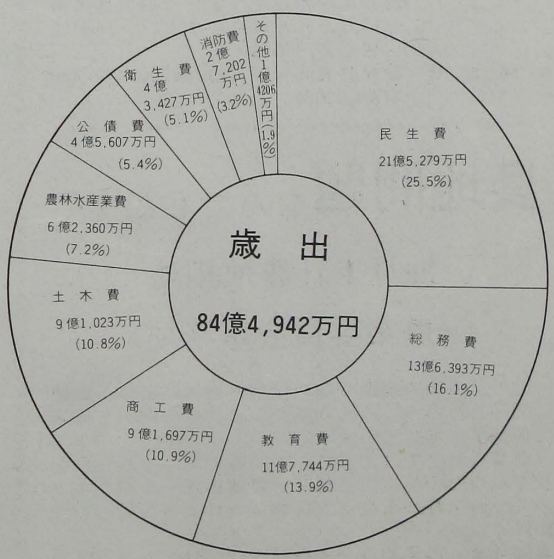

公害について考えよう

公害問題講演会を開催

〈2 月23日(水)消防会館〉

公害の現状と私たちをとりまく生活環境について、講演会を次により行いますので、お誘いあって、お気軽におでかけください。

と　き＝2 月23日(水)午後 1 時30分から
ところ＝消防会館（大手 2 丁目）
演　題＝私たちの生活環境
講　師＝桜井善雄さん

〔略歴〕信州大学繊維学部助教授
広く公害問題に積極的にとりくみ、長野県内の河川、湖沼はもとより、県外の水質調査など幅広く活躍されています。著書に「上田市の生活環境」「信州の陸水」「自然保護を考える」などがあります。
現在、上田市公害対策審議会専門委員、長野県水質審議会委員

特別会計の主な事業状況

国民健康保険事業
国保加入状況
世　帯　数12,281(加入率40.0%)
被保険者数35,295人(加入率33.1%)
保険給付状況
件　数　241,136件
費用額　20億2,453万円
保険者負担分　14億1,562万円
受診率
受診件数　210,285件(598.0%)
高額療養費給付状況
件　数　2,821件
給付額　8,391万円

食肉センター事業
自動皮はぎ機設置工事　790万円

交通災害共済事業
共済掛金収入　1,375万円(62,568人)
見舞金支給状況1,287万円(256件)

同和地区住宅新築資金等貸付事業
貸付額　2 億6,784万円(74件)

土地取得事業
公有財産購入　4,769万円(20件)
補償補塡費　317万円(2 件)

公共下水道事業
公共下水道建設　3 億3,323万円

融資預託金
6 億1,410万円
働く婦人の家建設事業
8,370万円
別所線電車運行維持補助
2,049万円

市道新設改良舗装事業
2 億1,322万円(156か所)
交通安全施設整備
1,796万円(37件)
都市計画街路事業
1億16万円(5か所)
公共下水道事業繰出金
1 億1,266万円
市営住宅建設事業
1 億4,931万円(36戸)

農業振興
(水稲技術振興ほか)
7,156万円
農業構造改善事業
(区画整理等補助)
5,565万円
農道水路新設改良事業
4,816万円
室賀基幹集落センター
建設事業　3,748万円

50年度特別会計決算の状況 (単位万円)

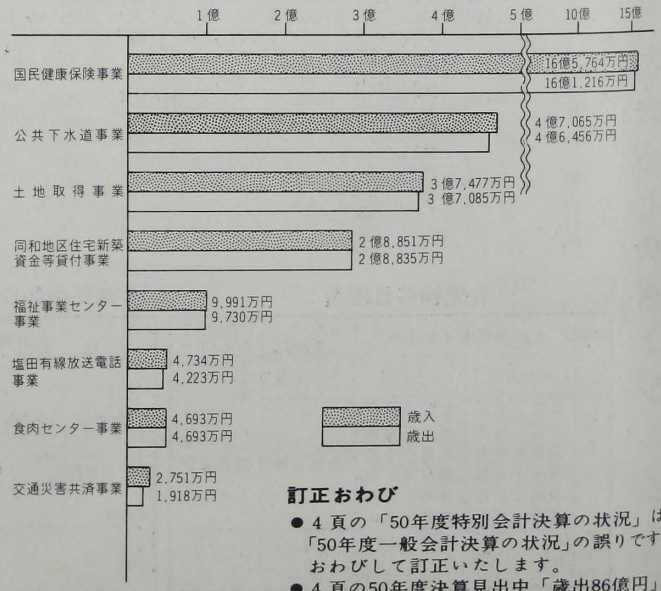

訂正おわび

- 4 頁の「50年度特別会計決算の状況」は「50年度一般会計決算の状況」の誤りです。おわびして訂正いたします。
- 4 頁の50年度決算見出中「歳出86億円」は「歳出84億円」の誤りです。おわびして訂正いたします。

特別会計決算

特別会計は、各会計とも計画どおりの事業を行い、国民健康保険

市営住宅の入居者募集

岩門団地十六戸

市では、岩門団地市営住宅の入居者を次により募集します。希望者は、二月二十八日(月)から三月五日(土)までに、市役所二階管理課へ申込んでください。

〈対象住宅・家賃〉
第一種住宅　十戸。二万円前後
第二種住宅　六戸。一万八千円前後。

〈資　格〉
1、市内に住んでいるか、勤め先のある人で住宅にこまっている人。
2、同居、または同居しようとする親族がいる人。
3、平均月収が八万一千円以下の人。

〈抽せんのとき・ところ〉
三月十一日(金)午前九時から市役所六階会議室。

〈お問合せ〉
建設部管理課住宅係（☎㉒四一〇〇内線三四五有線②〇七三一）

軽自動車・バイクの廃車手続きは早目に

軽自動車税は、毎年四月一日現在、軽自動車、原動機付自転車（バイク）を所有している人に課税します。

廃車や他人に譲った時は早目に手続きしてください。

「廃車したのに税金がかかってきた」と言う問合せの大部分は、廃車手続きを他人にたのんだが、手続きしてなかったと言うのが実状です。手続きは、車の所有者がしましょう。

〈廃車手続き〉
1、原動機付自転車（バイク）は、市役所一階市民税課か塩田・川西の各支所へ、ナンバー、印鑑を持参して手続きしてください。
2、軽自動車は、長野県自家用自動車組合上小支部で手続きしてください（☎㉒〇五九五）

〈月割課税〉
軽四輪乗用車、軽四輪貨物車、自動二輪車（排気量二五〇cc以上）は四月一日以降、年の途中で所有した場合は、翌月から月割で課税し、廃車した場合は、廃車した月まで課税され、過納分は月割で還付します。なお、原動機付自転車（バイク）は月割課税、還付はありません。

〈納税証明書〉
軽自動車の車検整備に必要な納税証明書は、納税通知書と一緒についていますので、納税されたら大切に保管してください。

〈お問合せ〉
総務部市民税課諸税係（☎㉒四一〇〇内線二三三）

電話の公売

市は、上田電報電話局管内の電話加入権の公売を次により行います。

〈とき・ところ〉
二月二十八日(月)午前九時三十分から、市役所四階第一会議室。

〈方法と台数〉
入札。台数はお問合せください。

〈公売予定価格〉
一台＝七～八万円（ただし、債券を買う必要はなく、落札後、数日で架設されます）

〈公売広告の場所〉
市役所、および豊殿、塩田、川西の各支所、上田税務署、上小地方事務所。

〈その他〉
公売当日までに、滞納者が完納した場合は、公売は中止しますので入札希望者は事前にお問合せください。

〈お問合せ〉
総務部収税課収税係（☎㉒四一〇〇内線二四四有線②〇六九一）

市で臨時職員募集

市では臨時職員を募集しますので、希望者は次により、市役所三階庶務課職員係へ申込んでください。

〈勤務時間〉
午前九時から午後四時まで。

〈賃　金〉
一日二千四十円（四月から二千二百十円）

〈資　格〉
家庭の主婦で事務の経験のある人。

〈募集人員・雇用期間〉
若干名。二か月間。

〈必要書類〉
自筆の履歴書。

〈お問合せ〉
総務部庶務課職員係（☎㉒四一〇〇内線二二二有線②〇六五一）

三歳児・乳児検診

三月の三歳児・乳児検診を左表により行います。時間は、いずれも午後一時三十分から二時三十分母子健康手帳をお持ちください。

3歳児検診日程表

会　場	上田市健康センター	
対象地区	新市内	旧市内
対象児	49年2月生	
実施日		
3　月	17日	25日

乳児検診日程表

会場	上田市健康センター				塩田支所2階会議室	川西社会福祉センター
対象児	4か月児		9か月児		4・9か月児	4・9か月児
対象地区	尻辺田川科殿 塩川泉神神豊	部部央部部下 東南中北西城	尻辺田川科殿 塩川泉神神豊	部部央部部下 東南中北西城	塩田全区	川西全区
対象児実施日	51年11月生	51年11月生	51年6月生	51年6月生	51年11・6月生	51年11・6月生
3月	2日	9日	1日	16日	15日	8日

二月は51年度 市税納期最後の月

市の税金は、市民の皆さんのご協力によって順調に納入されています。

二月は、固定資産税と都市計画税の納期であるとともに、五十一年度最後の納月です。

納入の遅れている人は、今月のうちに完納されるようご協力ください。

お知らせのページ　お知らせのページ　お知らせのページ

《特集》

国保だより

〔国保年金課〕

保険税は納期限までに必ず納めましょう。

健康な生活を築くため
1 病気をはねかえす体力を
2 定期的に健康診断を受けましょう。

国保の加入状況

(51年12月1日現在)

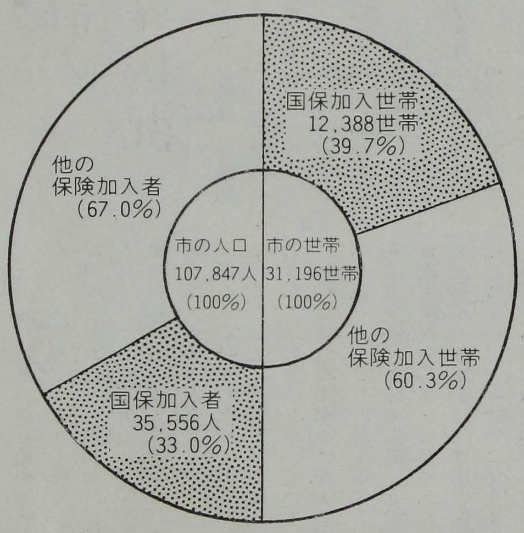

健全運営にご協力を

〔国保の現状と財政〕

上田市の国民健康保険は、皆さんのご協力によって今日まで順調に運営できましたことを感謝いたします。老人医療費の支給制度が発足して四年を経過し、さらに高額療養費の制度も四年目を迎えた今日、これらの制度による影響が医療保険制度上、財政上、しばしば論議されていることはご承知のとおりです。この二つの制度によって医療費は急激に上昇し、特に老人を多くかかえている国保にとっては国保財政を困難にしていることも事実です。

このことは、五十年度の国保特別会計の決算状況や、老人医療費高額療養費の支給状況をご覧いただければおわかりいただけることと思います。(二ページ参照)

昨年十二月末現在の上田市国民健康保険への加入状況は、左図のとおりで市民の約三分の一以上の方が被保険者となっています。

五十一年四月に医療費改正(医科九%、薬局四・九%)が行われ更に、八月には歯科九・六%の改正がありました。これに伴い五十一年度の保険税は、この医療費改正などによる医療費の増嵩と五十年度の決算状況を考慮して約二八%増の税率改正を行いました。

国保運営が円滑に行われるには保険の給付が適切で財政が堅実でなければ運営はなりたちません。財政事情は一段と厳しさを増し、このままでは国保財政は非常に困難な状態となりますので当面の国保財政を深くご理解いただき保険税の納税に格別のご協力をお願いします。

国保財政を改善するためには、現在の国保制度の抜本的な改正を図るとともに、特に老人医療費については高齢化社会に対応するための措置を早急に講ずることが必要となります。老人保険医療の抜本的な対策を確立するため、老人保険医療問題懇談会が五十一年三月に発足し、将来の展望にたち現在この問題について検討中であります。現状のままでは国保運営ははなはだしく困難の度合いを深めるばかりです。国保に加入されている皆さん一人一人が現状を十分認識され健全な運営発展ができるようよろしくお願いします。

国民健康保険に加入しなければならない人

昭和三十六年から国民皆保険制度が実施されました。この制度を維持していくためには国民のすべてが、なんらかの保険に加入することになり「病気などしたことがないから」という理由で保険に入らないということはできないわけです。

一般の健康保険は次のとおりです。

◎ 会社、工場などの健康保険や健康保険組合の被保険者ならびにその被扶養者。

◎ 船員、あるいは公務員など法律で定められた保険や共済組合の被保険者ならびにその被扶養者

◎ 日雇労働者健康保険の被保険者、ならびにその被扶養者。

◎ 国民健康保険組合、(医師、歯科医師など)の被保険者。

退職などにより、これらの被保険者でなくなったとき、あるいは被扶養者として認められなくなった場合は、次の日から国民健康保険に加入することになります。

人（被保険者）の資格に異動があったときは世帯主が十四日以内に届出をしなければなりません。
（左表をごらんください）
〈社会保険に加入したとき〉

返還分は勤め先の担当者とご相談され社会保険事務所へ療養費の申請をしてください。
〈医療機関の窓口では保険証の変更をはっきり申し出てください〉

の台所

な財源

ご協力を

算の方法

料金額
万円）×$\frac{6.3}{100}$

家屋の固定資
産税）×$\frac{32}{100}$

き　3,500円

4,100円

50年度

国保特別会計の決算状況

50年度決算

〈歳出〉

医療機関へ診療報酬として支払いをする療養給付費、療養費をはじめ高額療養費、助産費、育児手当金、葬祭費（保険給付費）などが全体の九三・八%をしめ、次に国保事業を行うに必要な経費（総務費）として三・八%保健婦が保健予防、家庭訪問、健康相談などの活動に必要とする経費（保健施設費）として二・三%その他の支出が〇・一%です。

特に保険給付費については前年に比較して二六・六四%の伸びとなっています。

〈歳入〉

診療費や療養費など国保会計が負担する額のうち四〇%が国から交付され、その額は歳入全体の六二・七%、皆さんから納めていただいた保険税が二九・七%、さらに市の一般会計から国保会計へ四・九%（八千百六十五万二千円）が繰入れられています。その他、繰越金などの収入があります。

国から交付された額は前年に比較して二五・八八%、保険税は二二・九二%の伸びとなっています

また、歳出の保険給付費は全体の九三・八%これに対し歳入の国庫支出金は、全体の六二・七%それに保険税の二九・七%をあわせて、九二・四%がほぼ歳出の保険給付費に相当する数字になります。

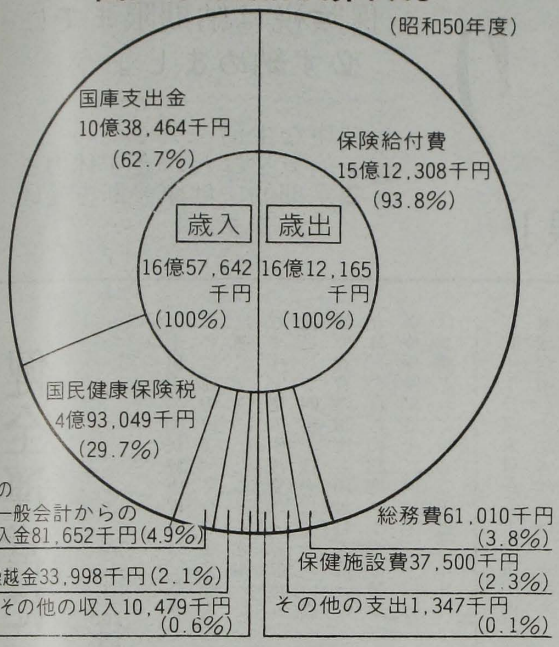

届出は正しく早く

〔国保加入、脱退届など〕

国保に加入している皆さんが住所を異動したり、新しく社会保険に加入したときは、次のことがらをごらんになり正しい届出をしてください。届出の手続きは、市役所市民課、豊殿支所、塩田支所、川西支所で取り扱っています。

〈早い届出を〉

世帯の中で国保に加入している

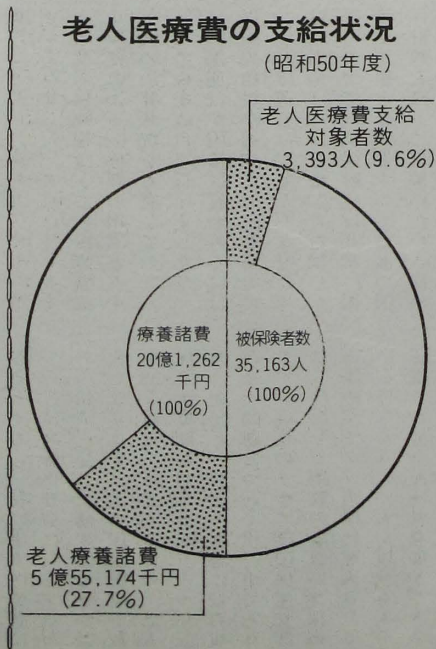

老人医療費5億5千万円

老人・高額療養費の支給状況

五十年度決算の老人医療費の支給状況は次のとおりです。

被保険者数は、年間平均三万五千百六十三人そのうち七十歳以上の老人医療費の支給対象者数（年間平均）三千三百九十三人で全体の九・六%（全国　七・二%）。

療養諸費は二十億百二十六万二千円に対し老人療養諸費は五億五千五百十七万四千円で全体の二七・七%（全国二五%）となっています。このように九・六%の老人が二七・七%の医療費を使用する結果になっています。

我が国全体では七十歳以上の老人の比率は、約五%と言われています。そして国保以外の健康保険などでは七十歳以上の老人は約三%と言われています。このことからも国保に老人が多く加入していることがわかります。

高額療養費の支給状況は次のとおりです。

五十年度、高額療養費として支給した件数は二千八百二十一件、支給した額は八千三百九十万七千円です。これを一か月に平均してみますと件数では二百三十五件、支給した額は、六百九十九万二千円になります。

人（被保険者）の資格に異動があったときは世帯主が十四日以内に届出をしなければなりません。

（左表をごらんください）

〈社会保険に加入したとき〉

国保の保険証で病院、医院で診療をうけることはできません。必ず新しい社会保険などの保険証で診療をうけてください。もし資格のなくなった人が国保の保険証を使うと、かかった医療費のうち七割（保険者負担分）を市に返還していただくことになります。この返還分は勤め先の担当者とご相談され社会保険事務所へ療養費の申請をしてください。

〈医療機関の窓口では保険証の変更をはっきり申し出てください〉

かかりつけの病院、医院の窓口では新しく加入した社会保険の保険証を出して国保からぬけたことをはっきり話してください。社会保険に加入した直後で、新しい社会保険の保険証がないときに病院、医院で診療を受けるときは、勤め先の担当者にご相談ください。

こんなときには、届出を		届出に必要なもの
国保にはいる場合	○転入したとき。	印鑑
	○勤務先の健康保険（社会保険）をやめたとき。	印鑑、社会保険資格喪失証明書
	○子どもが生れたとき。	印鑑、保険証、母子手帳
	○生活保護が廃止されたとき。	印鑑、生活保護廃止通知書
国保をやめる場合	○転出のとき。	印鑑、保険証
	○勤務先の健康保険（社会保険）に加入したとき。	印鑑、保険証（社会保険資格取得証明書）
	○死亡したとき。	印鑑、保険証（死亡診断書、または死亡証明書）
	○生活保護が開始されたとき。	印鑑、保険証 生活保護決定通知書
○市内で住所が変ったとき。		印鑑、保険証
○加入者の氏名が変ったとき。		
○世帯主が変ったとき。		
○世帯の合併、分離のとき。		
○保険者証をなくしたとき。		印鑑
○子弟が修学で他の市町村に転出するため別の保険証が必要なとき。		印鑑、保険証 在学証明書

苦しい国保の台所

保険税は大切な財源

ご理解とご協力を

▽被保険者に異動が生じた場合は、月割課税に

いままで、保険税の賦課期日（四月一日）以後の納税義務者の資格の取得と喪失などと家族のうちだれかが他の社会保険から国保の被保険者となった場合、または他の社会保険に加入した場合のみ月割課税を行っていましたが、五十一年度から改正され被保険者に異動があったすべての場合に月割課税を行うことになりました。

▽保険税の計算（譲渡所得や専従者給与については特別控除はありません）

五十一年度の保険税の算定は次のようになっています。ただし計算された保険税の年税額が十五万円をこえる場合は十五万円にとどめられます。

所得割を計算する場合、土地などの譲渡所得については、所得税や市県民税では特別控除がありますが、保険税の算定については必要経費を控除するだけで特別控除はありません。なお、専従者の給与についても所得税や市県民税では控除を認められていますが、保険税の算定については専従者の給与は所得になります。

国保税の計算の方法

所得割
（前年中の総所得金額－基礎控除額19万円）×$\frac{6.3}{100}$

資産割
（本年度の土地・家屋の固定資産税）×$\frac{32}{100}$

均等割
被保険者1人につき　3,500円

平等割
1世帯当り　4,100円

交通事故の国保利用は必ず届出を

交通事故など他人の不法行為でケガをして医療機関で手当を受けるときは、国保による診療がうけられます。その場合は、まず病院や医院などに申し出て、次に市役所国保年金課に連絡してご相談ください。

第三者（他人の）行為による事故がおきたときは、ただちに被害の届出（第三者行為による傷病届）をすることが、世帯主と被保険者の義務となっています。

第三者行為による医療も一般の医療と同様に国保の給付の対象となることに変りはありませんが、国保の保険証を使って医療を受けたときは、国保が医療費を病院などへ支払うことになります。これは加害者（第三者）が支払わなければならない医療費を上田市の国保がかわって支払うものです。したがって立替えて支払った医療費（損害賠償金）の請求は国保が被害者（被保険者）にかわって、加害者に請求することになります。

どんな軽い病気やケガでも必ず届出をしてください。届出先は市役所国保年金課窓口十七番です。このとき、警察の事故証明や示談が成立しているときは示談書など第三者行為の証明になるものがありましたら印かんといっしょにお持ちください。

不明なことや、相談したいことがありましたら、民生部国保年金課国保係（☎㉒四一〇〇内線二八二有線②〇七一一）か交通相談室（☎㉒四一〇〇内線二七七）へご相談ください。

胃の検診を受けよう

—胃がん死亡者 実態調査から—

毎年40人が死亡

上田市では毎年胃の集団検診を行い、胃がんの早期発見、治療をめざしています。

昭和三十五年以降、毎年約四十人、多い年は五十人以上の人が胃がんで亡くなっています。胃がんの原因は何か、まだはっきりわかりませんが、食生活が影響しているのではないかともいわれています。

胃がんで亡くなった人が胃の検診を受けていたのかどうかを調べるために、昭和四十七年から五十年までの四年間に胃がんで亡くなった人の調査を行いました。

一、調査方法—家庭訪問を行いご遺族からの聞きとり調査による。

二、調査項目

(1)胃検診を受けたことがあるか、

(2)受けた人はいつごろ受けたか、

(3)受けなかった人はなぜ受けなかったか、

(4)年齢、その他

主にこれらの四項目について調査しましたところ、次のことがわかりました。

図1 男女別に胃がん死亡率(人口十万人に対し、男女それぞれ何人が胃がんで亡くなっているか)をみますと、昭和四十七年までは男女とも全国の死亡率を上まわっていましたが、昭和四十八年からは女性の胃がんがかなり少なくなっています。

十人中七人が胃検診受けず

図2 四年間に胃がんで亡くなった百五十九人のうち三十一人(二九・五%)だけが胃検診を受けたことがあると答えています。じつに十人中七人は一度も胃検診を受けたことがないのです。では、受けた人はいつごろ受けたのかを調べてみますと、三十一人のうち半数は四年以内に受けていますが、この人たちが不幸にも亡くなっていることから、胃検診で発見された時には胃がんがかなり進んでいて手おくれだったものと思われます。毎年受けている人はほとんどいません。

図3 なぜ胃検診を受けなかったかを調べてみました。十人のうち六人が「無関心」です。また、わずかですが寝たきりで受けられない状態の人もいました。

ガン死亡若年層にも

図4 年齢をみますと五十五歳~七十九歳の人が最も多くみられます。しかし、昭和五十年に上田市では二十七歳、二十九歳、三十三歳と若い人が亡くなっています。

これらの調査から胃がんで亡くなる人は胃検診を受けない人、また、一回受ければ二~三年は大丈夫と思っている人に多いことがわかります。胃がんは相当進行しないと自覚症状がありません。ついて「胃には自信がある」「自分だけは胃がんにはなるまい」と思って検診を受けずにいると、発見された時はすでに手おくれという状態になります。亡くなった人たちがもっとひんぱんに(一年に一回は)検診を受けていたら早期がんとして発見されて治療をうけていたでしょう。

年齢をみても二十歳代の人が亡くなっていることから「まだがんになる年齢ではない」などと考えず進んで検診を受けましょう。若い人ほどがんの進行も早く、悪性であるとさえいわれています。

がんで亡くなる不幸な人を少しでも減らすために、より多くの人がすすんで胃検診を受けるようおすすめします。最後にこの調査にあたりご協力いただきましたご遺族のみなさまに厚くお礼を申し上げます。

(協力、長野県胃集検読影小委員会)

図1 上田市における胃ガン死亡率の推移

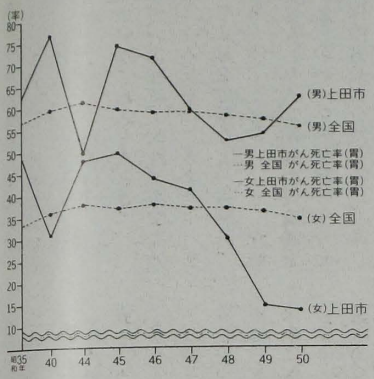

図2 胃ガン死亡者の胃検診の有無

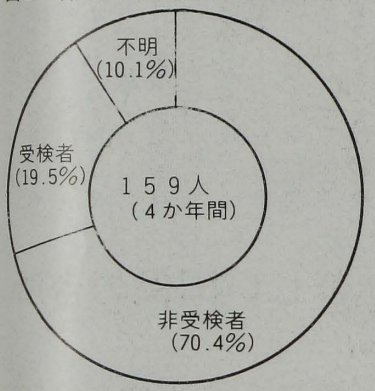

図3 胃ガン死亡者はなぜ胃検診を受けなかったか

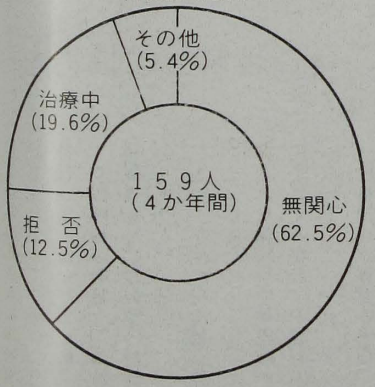
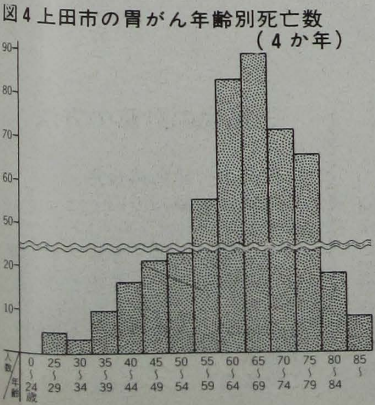
図4 上田市の胃がん年齢別死亡数
(4か年)